

また、幼児教育の重要性にかんがみ、これの充実振興を計画的に推進した結果、公立幼稚園が増加した。

(1) 公立小・中学校の設置、廃止

廃 止	設 置
平田村立小平小学校	平田村立西山小学校
西山分校	
会津高田町立尾岐小学校	
松坂分校	
熱塩加納村立宮川小学校	浪江町立津島小学校
浪江町立津島小学校	
津島分室	
浪江町立津島小学校	福島市立清水中学校
津島第二分室	いわき市立中央台北中学校

(2) 新設公立幼稚園

新 設 幼 稚 園	所 在 地	学 級 数
二本松市立杉田幼稚園	二本松市中江195	3

5 学 校 防 火

学校火災は公有財産を焼失するばかりでなく、児童生徒の学習の場を失うことになり、加えて精神的な打撃を与え、学校教育の質的低下をまねき、教育行政を停滞させるなど、社会におよぼす物心両面の影響はまことに大きい。

昭和58年度においては、木造校舎全焼と体育館全焼の2件の火災が発生したほか、10件のぼやが発生したことは、まことに残念なことであった。ぼやについては、早期発見、初期消火により大事に至らなかったことは、不幸中の幸いであったが、学校の実態に即した防火体制を再検討し、施設管理の強化を図る必要がある。特に本年度は生徒指導上の問題との関連の深い火災が多いことから、生徒への防火指導も図る必要がある。

本年度の学校防火対策は次のとおりである。

学校防火査察の実施と指導

(1) 県教育委員会の実施事項

- ① 学校が行う学校防火診断の実施の徹底と指導をする。
- ② 無人化校をなくすよう宿日直代行員の設置促進、または、防火対策の強化を指導する。
- ③ 木造校舎のうち、小学校13校、中学校5校、計18校及び耐火構造校舎のうち、小学校7校、中学校7校、計14校を対象として、県教育庁義務教育課管理主事、消防署員が中心となって学校防火査察を行い、代行員の設置、査察結果の改善事項について市町村に要請する。
- ④ 防火に関する広報活動を強化し、防火思想の高揚を図る。

学校防火診断の実施

(1) 学校防火診断実施のねらい

各学校ごとに防火に関する自己診断を行い、問題点の発見に努めるとともに、これが対策を講ずることによって平常の防火管理の強化を図り、学校火災発生の絶無を期す。

学校防火のための年間における定期診断は、5月1日、12月1日とする。

昭和58年度公立小中学校防火診断査察結果について

(1) 防 火 体 制

- ① 防災計画（消防計画）は年度ごとに反省・改善が加えられ、実態に即したものになっていること。また、必要に応じて改善が加えられていること。
- ② 防災計画（消防計画）は職員及び児童生徒に周知されていること。
- ③ 防災計画（消防計画）にもとづく避難訓練等の実施にあたっては、消防本部等と事前に連絡をとり、指導助言を受けること。また、訓練が形式化しないよう配慮するとともに、いろいろな事態を想定し、それらに対応した適切な避難訓練等の計画を作成すること。
- ④ 防火診断にあたっては、それぞれの実態に即した診断項目を設定し、実施すること。また、診断結果改善を要する、と指摘された事項については関係機関と連絡をとり早急に改善すること。
- ⑤ 非常口の外側の障害物の除去、及び積雪期における除雪等には十分に意を用いること。
- ⑥ シンナー・ペイント等の適切な保管、及び化学薬品等の転倒防止には十分に意を用いること。
- ⑦ 図書室等の書架の転倒防止について配慮すること。
- ⑧ 目の十分いきとどかない箇所、例えば階段下の位置・管理棟（室）から比較的離れている物置や資料室・部室等の点検・整理には特に意を用いること。
- ⑨ 幼稚園・公民館・集会所等が併置されている学校においては、連携体制を確立しておくこと。
- ⑩ 日常の巡回点検が形式的にならないよう、巡回の経路・点検の方法、記録の仕方に改善工夫を加えること。
- ⑪ 停電時における災害発生の通報等について対策を講じておくこと。
- ⑫ 学校施設の貸与にあたっては、使用規定・貸与条件等について、事前に責任者に徹底させておくこと。
- ⑬ 無人化校にあっては、休日及び夜間に異状が発生した場合、外部に通報できる態勢を確立しておくこと。
- (2) 宿日直（警備・代行）員の勤務状況
- ① 宿日直代行員（警備員）の勤務内容を明確にし、勤務の厳正を期すこと。また、引き継ぎにあたっては口頭及び記録簿等により適正に行うこと。特に、臨時の火気使用や施設使用が行われた場合には、引継簿等により確実に行うこと。
- ② 夜間等の警備を民間会社に委託している学校に